

第 4 2 号議案 長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

<目 次>

	(ページ)
1 改正理由	1
2 改正内容	1
3 附属機関の概要	
(1) 長崎市移動等円滑化推進協議会	2～3
(2) 長崎市市町村建設計画変更検討審議会	4～5
4 新旧対照表	6～8
【参考】附属機関の設置数及び関係法令	9

総 務 部
企 画 財 政 部
土 木 部

平成 31 年 2 月

長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

長崎市においては、地方自治法第138条の4第3項等の規定により、行政の執行に必要な調停、審査、諮問又は調査を行う機関として、附属機関を設置している。

今回、次のとおり市長に属する附属機関を設置及び廃止したいので、長崎市附属機関に関する条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) 附属機関の設置及び廃止

区分	名称	担当事務	施行日
① 設置	長崎市移動等円滑化推進協議会	本市のバリアフリー推進に関する重要事項の調査審議に関すること。	平成31年4月1日
②	長崎市市町村建設計画変更検討審議会	合併特例債の適用期間延長に伴う市町村建設計画の変更に関する必要な事項の調査審議に関すること。	平成31年7月1日
			平成32年4月1日

※改元に伴う西暦表記

平成31年(2019年)

平成32年(2020年)

平成33年(2021年)

平成34年(2022年)

平成35年(2023年)

平成36年(2024年)

平成37年(2025年)

以下、この資料については西暦の併記を省略

3 附属機関の概要

(1) 長崎市移動等円滑化推進協議会

ア 設置目的

長崎市においては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）（以下、「バリアフリー法」という。）に基づき「長崎市バリアフリー基本構想」を定め、既存施設等のバリアフリー化を進めているところであるが、まちづくりが進む中で、高齢者・障害者をはじめ、多くの市民が頻繁に利用する施設の移転・新設に伴う歩行者動線等に変化が生じていることから、平成 26 年 2 月の策定から一定期間が経過した現基本構想を見直す必要がある。

このような中、国においては、高齢者、障害者等も含んだ一億総活躍社会の実現に向け、より一層バリアフリー化を進める観点から、平成 30 年 5 月にバリアフリー法の一部改正がなされたところであり、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組みを強化し、基本構想の実効性をより高めるため、この実施状況についての調査、分析、評価を行うための協議会を組織できる旨の規定が設けられた。

そこで、本市においても、より一層バリアフリー化の推進を図るため、この規定に基づき基本構想の見直しに合わせてバリアフリー推進に関する重要事項の調査審議に関する協議を行う組織として、附属機関を設置するもの。

イ 名称

長崎市移動等円滑化推進協議会（事務局：土木部土木企画課）

ウ 設置時期

平成 31 年 4 月 1 日

エ 担当事務

本市のバリアフリー推進に関する重要事項の調査審議に関すること。

オ 開催予定回数

平成 31 年度 3 回開催

カ 委員構成

20 人以内（基本構想の策定主体である長崎市、公共交通事業者、道路・公園管理者、路外駐車場管理者、公共施設の施設設置管理者、公安委員会、高齢者・障害者団体等、公募

市民、学識経験者)

キ 委員の任期

2年

ク 委員報酬

会長 日額 8,700円、委員 日額 7,850円

ケ 長崎市バリアフリー基本構想等の見直しスケジュール案

(ア) 平成31年度

平成31年4月

長崎市移動等円滑化推進協議会の委員選任、市民公募委員の募集

平成31年7月

第1回長崎市移動等円滑化推進協議会

(議題) 基本構想の策定方針などについて

平成31年11月

第2回長崎市移動等円滑化推進協議会

(議題) 促進方針、重点整備地区等の設定などについて

平成32年3月

第3回長崎市移動等円滑化推進協議会

(議題) 次期基本構想(素案)について

(イ) 平成32年度

平成32年5月～8月

改訂基本構想(素案)のパブリックコメント、改訂基本構想の公表

平成32年4月～平成33年3月

第4回～第6回長崎市移動等円滑化推進協議会

(議題) 特定事業計画の策定、基本構想等の進捗管理などについて

(ウ) 平成33年度以降

基本構想等の実施の状況についての調査、分析及び評価について

基本構想等の見直し等について

(2) 長崎市市町村建設計画変更検討審議会

ア 設置目的

平成 30 年 4 月 25 日に東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が一部改正され、合併特例債の発行可能期間が 5 年延長された。

長崎市の市町村建設計画の計画期間は長崎地域市町村建設計画が平成 31 年度まで、長崎市・琴海町市町村建設計画が平成 32 年度までとなっているが、計画期間を 5 年延長することで、さらに 5 年間合併特例債の活用が可能になることから、引き続き合併特例債を有効活用するため、計画を変更する必要がある。

計画の変更に際しては、関係地域の各団体の代表者等の意見を聴取しながら計画変更に必要な事項の審議を行うことで、効果的な計画変更に資することが見込まれるため、附属機関を設置するもの。

イ 名称

長崎市市町村建設計画変更検討審議会（事務局：企画財政部都市経営室）

ウ 設置時期

平成 31 年 7 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

エ 担当事務

合併特例債の適用期間延長に伴う市町村建設計画の変更に関する必要な事項の調査審議に関すること。

オ 開催予定回数

平成 31 年度 1 回開催

カ 委員構成

27 人以内（地域活動団体を代表する者、産業関係団体を代表する者、学識経験者、公募市民）

キ 委員の任期

平成 31 年 7 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

ク 委員報酬

会長 日額 8,700 円、委員 日額 7,850 円

ケ 市町村建設計画の変更内容（予定）

（ア）計画期間の5年延長

- a 長崎地域市町村建設計画:平成17年1月から平成31年度まで
→平成36年度まで
- b 長崎市・琴海門市町村建設計画:平成18年1月から平成32年度まで
→平成37年度まで

（イ）将来人口及び将来世帯について国勢調査実績の反映、平成37年推計の追加

（ウ）財政計画への決算及び中期財政計画の反映（5年分追加）

コ スケジュール

時期	内容
平成31年8月	審議会開催
平成31年9月	市町村建設計画の変更案について県との協議
平成31年11月	議案提出（市町村建設計画の変更について）

サ （参考）合併特例債の発行状況について

- ・合併特例債発行可能額 約522億円
- ・発行済額（平成30年度の発行見込額を含む） 約456億円
- ・平成31年度以降発行可能額 約66億円

4 新旧対照表

第1条関係 長崎市附属機関に関する条例新旧対照表（平成31年4月1日施行）

現行			改正案		
長崎市附属機関に関する条例 第1条から第3条まで（略） 別表第1（第2条関係）			長崎市附属機関に関する条例 第1条から第3条まで（略） 別表第1（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務	附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務
市長	（略）	（略）	市長	（略）	（略）
	長崎市の鳥選定審査会	長崎市の鳥の選定等に関する必要な事項の審査に 関すること。		長崎市の鳥選定審査会	長崎市の鳥の選定等に関する必要な事項の審査に 関すること。
教育委員会	（略）	（略）	教育委員会	（略）	（略）
上下水道事業管理者	（略）	（略）	上下水道事業管理者	（略）	（略）
別表第2（第2条関係） （略）			別表第2（第2条関係） （略）		

第2条関係 長崎市附属機関に関する条例新旧対照表（平成31年7月1日施行）

現行			改正案		
長崎市附属機関に関する条例 第1条から第3条まで（略） 別表第1（第2条関係）			長崎市附属機関に関する条例 第1条から第3条まで（略） 別表第1（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務	附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務
市長	（略）	（略）	市長	（略）	（略）
	長崎市移動等円滑化推進協議会	本市のバリアフリー推進に関する重要事項の調査審議に関すること。		長崎市移動等円滑化推進協議会	本市のバリアフリー推進に関する重要事項の調査審議に関すること。
教育委員会	（略）	（略）	教育委員会	（略）	（略）
上下水道事業管理者	（略）	（略）	上下水道事業管理者	（略）	（略）
別表第2（第2条関係） （略）			別表第2（第2条関係） （略）		

第3条関係 長崎市附属機関に関する条例新旧対照表（平成32年4月1日施行）

現行			改正案		
長崎市附属機関に関する条例 第1条から第3条まで（略） 別表第1（第2条関係）			長崎市附属機関に関する条例 第1条から第3条まで（略） 別表第1（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務	附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務
市長	（略）	（略）	市長	（略）	（略）
	長崎市移動等円滑化推進協議会	本市のバリアフリー推進に関する重要事項の調査審議に関すること。		長崎市移動等円滑化推進協議会	本市のバリアフリー推進に関する重要事項の調査審議に関すること。
	長崎市市町村建設計画変更検討審議会	合併特例債の適用期間延長に伴う市町村建設計画の変更に関する必要な事項の調査審議に関すること。			
教育委員会	（略）	（略）	教育委員会	（略）	（略）
上下水道事業管理者	（略）	（略）	上下水道事業管理者	（略）	（略）
別表第2（第2条関係） （略）			別表第2（第2条関係） （略）		

【参考】

附属機関の設置数

設置根拠	現行	改正後 (H31. 4. 1)	改正後 (H31. 7. 1)	改正後 (H32. 4. 1)
附属機関条例 (別表第1)	61 機関	62 機関	63 機関	61 機関(※)
附属機関条例 (別表第2)	6 機関	6 機関	6 機関	6 機関
個別条例	37 機関	37 機関	37 機関	37 機関
法令等	16 機関	16 機関	16 機関	16 機関
合計	120 機関	121 機関	122 機関	120 機関

※長崎市市町村建設計画変更検討審議会及び長崎市の鳥選定審査会の廃止（平成30年長崎市条例第2号）

関係法令

地方自治法（抜粋）

第138条の4第3項 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。